

平成 24 年 10 月 25 日

「復興特別所得税」に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 2 日に公布された『東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法』に基づき、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間、預金・公共債の利子や投資信託の分配金・譲渡益等に課される所得税額に対して、2.1%の「復興特別所得税」が追加的に課税されます。

一般社団法人全国銀行協会「[復興特別所得税に関するお知らせ](#)」をご参照ください。

以上